

議案説明資料

【目次】

- **議案第4号から議案第6号まで**
 - ・字の名称を廃止することについて
 - ・字の区域及び名称を新たに画することについて
 - ・字の区域を変更することについて
- **議案第11号**

八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について…………… p. 1
- **議案第13号**

八幡浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について…………… p. 21
- **議案第22号**

八幡浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について…………… p. 22
- **議案第23号**

八幡浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について…………… p. 24
- **議案第24号**

八幡浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について…………… p. 25
- **議案第25号**

八幡浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について…………… p. 26
- **議案第26号**

八幡浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について…………… p. 29

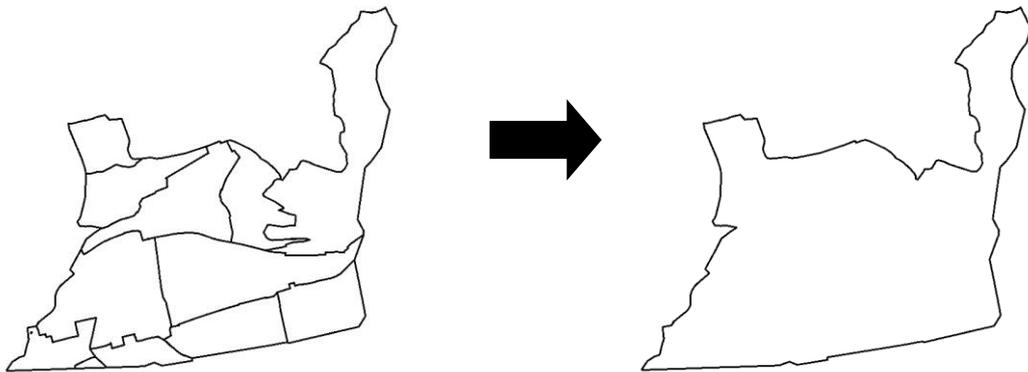
令和6年3月
(令和6年2月27日提出)

議案第 4 号から議案第 6 号まで関係

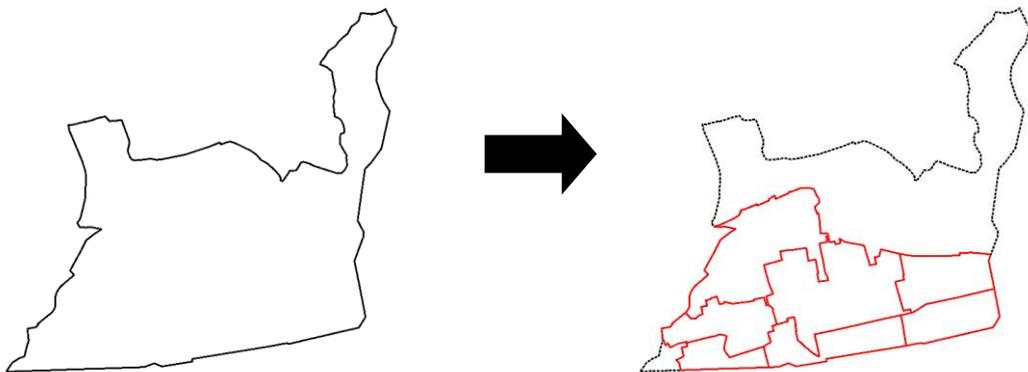
件名	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第 4 号：字の名称を廃止することについて ・議案第 5 号：字の区域及び名称を新たに画することについて ・議案第 6 号：字の区域を変更することについて
担当課	産業建設部 農林課
根拠法令等	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条
効力発生日	地方自治法第 260 条第 2 項の規定による告示の指定する日 (令和 6 年 5 月 3 日予定)

【概要】

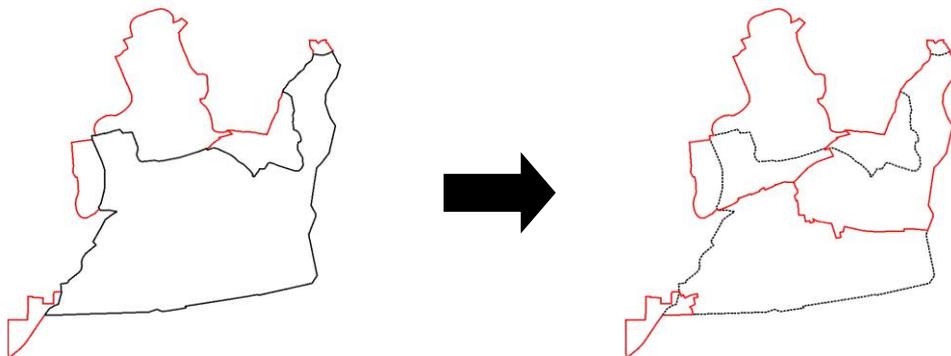
- ① 議案第 4 号…令和 5 年度国土調査完了地区及び佐島（令和 6 年度国土調査予定）の小字を廃止する。
※佐島の地図は省略



- ② 議案第 5 号…①で小字を廃止した区域の一部に字の区域及び名称を新たに画する。
※佐島の地図は省略

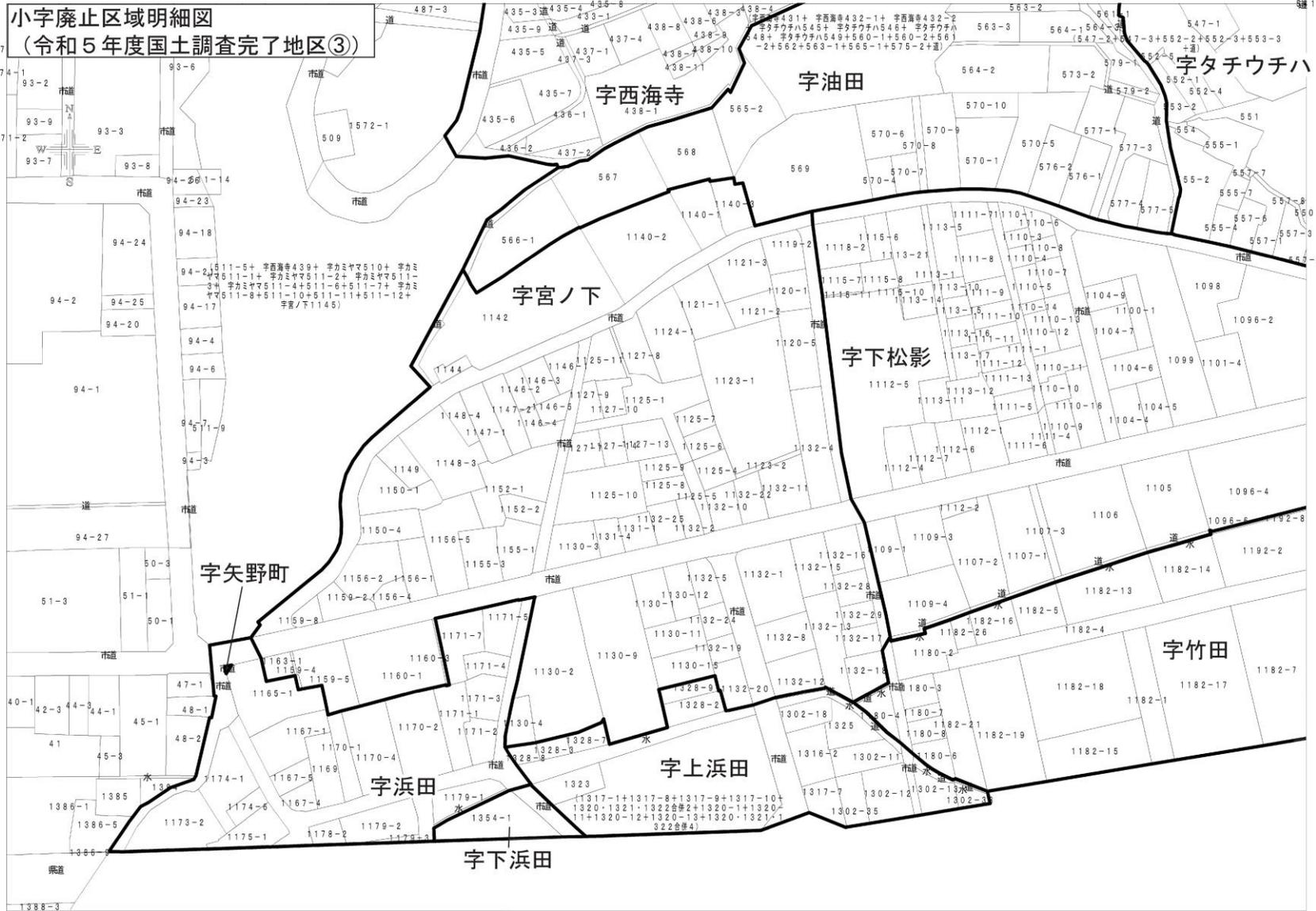


- ③ 議案第 6 号…①で小字を廃止した区域において、②に該当していない区域を地番整理事業実施済みの区域に編入する。



【その他特記事項】全体図及び明細図については、次項以降を参照

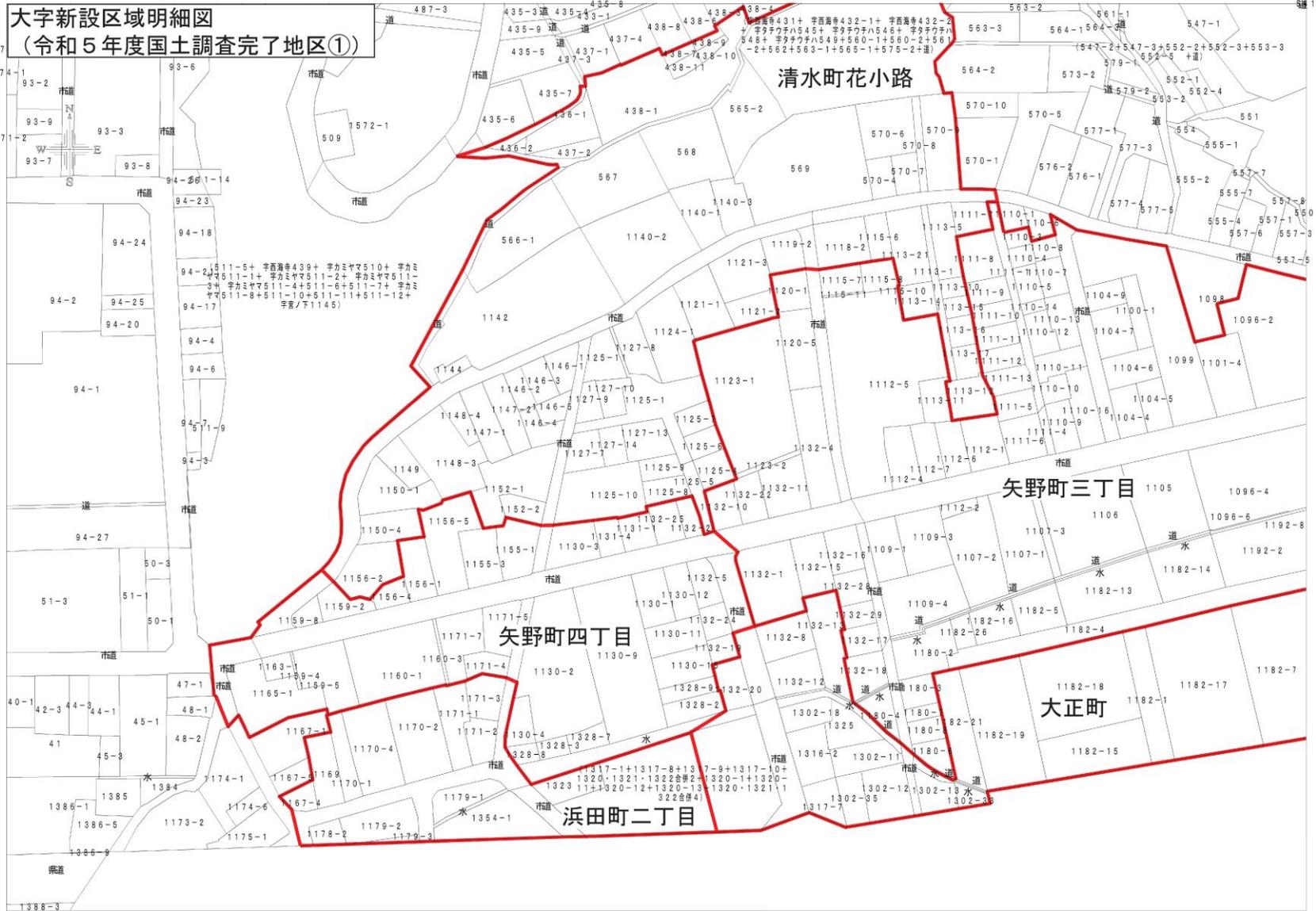
小字廃止区域明細図
(令和5年度国土調査完了地区③)



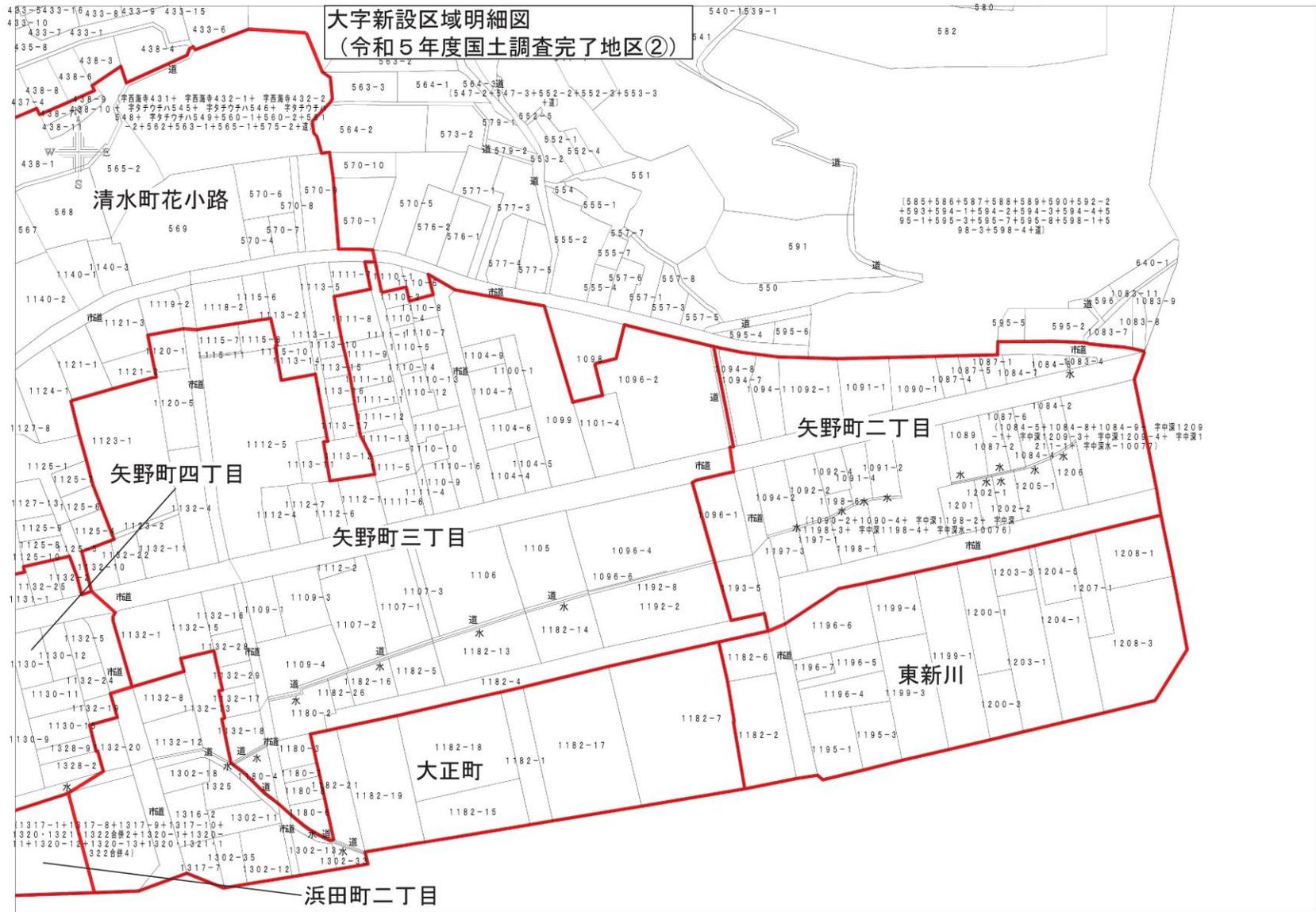
大字新設区域全体図
(令和5年度国土調査完了地区)



大字新設区域明細図
(令和5年度国土調査完了地区①)



大字新設区域明細図
(令和5年度国土調査完了地区②)



大字区域変更全体図 変更後
(令和5年度国土調査完了地区)



大字区域変更明細図 変更後
 (令和5年度国土調査完了地区①)



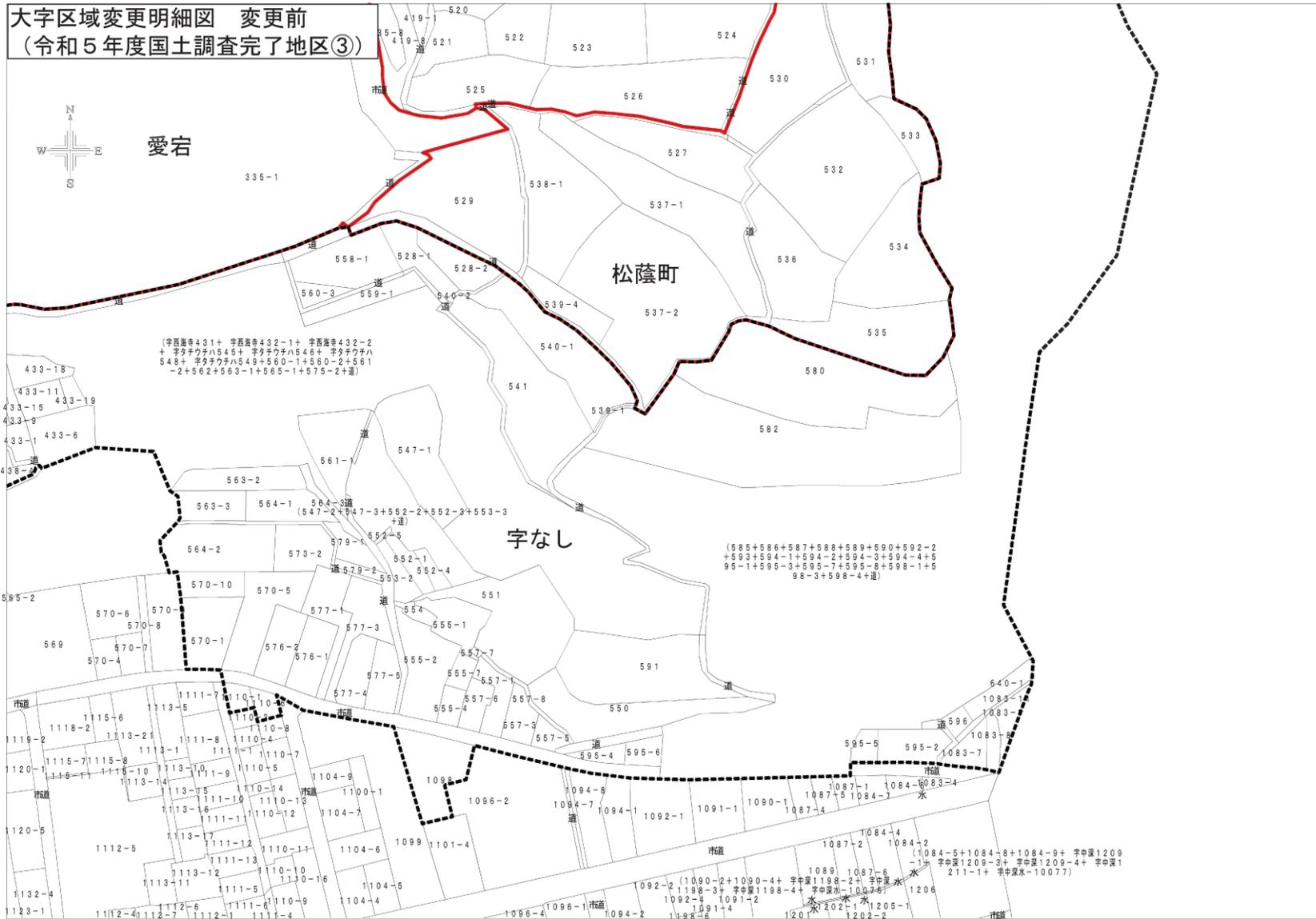
大字区域変更明細図 変更前
(令和5年度国土調査完了地区②)



大字区域変更明細図 変更後
(令和5年度国土調査完了地区②)



大字区域変更明細図 変更前
(令和5年度国土調査完了地区③)



大字区域変更明細図 変更後
 (令和5年度国土調査完了地区④)



浜田町一丁目

議案第 11 号関係

件名	八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
担当課	総務企画部 総務課
根拠法令等	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
施行日	令和 6 年 4 月 1 日

○改正内容

令和 6 年度より、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正を行う。

【支給月数】・・・期末手当・勤勉手当の支給月数は、正規職員と同水準とする。

		6 月期	12 月期	計	
令和 5 年度	期末手当	1. 225 月	1. 275 月	2. 50 月	2. 50 月
	勤勉手当	—	—	—	
令和 6 年度	期末手当	1. 225 月	1. 225 月	2. 45 月	4. 50 月
	勤勉手当	1. 025 月	1. 025 月	2. 05 月	



【支給対象】

- ・任期が 6 ヶ月以上のフルタイム・パートタイム会計年度任用職員。
- ・パートタイム会計年度任用職員については、定められた勤務時間の 1 週間当たりの平均勤務時間が 15 時間 30 分以上の者。

【予算】

職種	勤務形態	人数	勤勉手当額
行政職	フルタイム	100 人	39, 538 千円
	パートタイム	218 人	59, 001 千円
単労職	フルタイム	3 人	1, 209 千円
	パートタイム	56 人	17, 985 千円
企業職	フルタイム	27 人	10, 567 千円
	パートタイム	104 人	31, 755 千円
計		508 人	160, 055 千円

件名	八幡浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	総務企画部 総務課
根拠法令等	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）
施行日等	令和 6 年 4 月 1 日

【1. 改正の経緯】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）は、非常勤消防団員や消防作業に従事した者等に対する損害補償の額や内容等を定めており、具体的な内容については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定される俸給月額や一般職の地方公務員の補償制度等を参考に定められている。

令和5年11月に給与法の一部が改正され、俸給月額が改定されたことから、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について、改正を行う。

【2. 改正の概要】

(1) 補償基礎額の改定（第5条第2項第1号関係）

別表 補償基礎額表

(単位：円)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500 (12,440)	13,350 (13,320)	14,200 (14,200)
分団長及び副分団長	10,800 (10,670)	11,650 (11,550)	12,500 (12,440)
部長、班長及び団員	9,100 (8,900)	9,950 (9,790)	10,800 (10,670)

備考：（）内書は現行の補償基礎額である。

(2) 補償基礎額の改定（第5条第2項第2号関係）

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に引き上げる。

件 名	八幡浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
担 当 課	市民福祉部 保健センター
根拠法令等	介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
施 行 日	令和6年4月1日

【概要】

八幡浜市第9期介護保険事業計画において介護保険料を定めたことに伴い、八幡浜市介護保険条例の一部を改正する。

【改正内容】

(1) 所得段階別保険料（第4条第1項関係）

介護保険法施行令の改正（令和6年1月19日公布、令和6年4月1日施行）

- ・標準段階の多段階化（9→13段階）に伴う第10～13段階の追加。
- ・標準乗率の改正に伴う保険料額の改定。

ただし、計算の基礎となる保険料基準額は第8期から据え置くため、乗率に変更のない第4～9段階の保険料額については改定なし。

(2) 公費による軽減後の保険料（第4条第2～4項関係）

- ・第1～3段階の軽減後保険料額の改定

※低所得者の保険料については、消費税増税時に軽減を強化している。（公費軽減）

(3) 年度途中の月割計算（第6条第3項関係）

- ・賦課期日後に境界層措置に該当することになった者に係る月割計算の取扱いについて、所得段階の多段階化に伴い、該当基準（9～12段階）を追加する。

※賦課期日後に被保護者又は境界層該当者となった場合、その月から該当する所得段階に変更となる。

【参考】

境界層該当者

本来適用すべき所得段階の保険料を負担すると生活保護が必要となり、それより低い段階であれば保護を必要としなくなる場合には、当該段階より低い段階の保険料が適用される。こうした措置を一般に境界層措置といい、このような措置を受ける者を境界層該当者という。

[例]

第3段階の保険料を賦課すると生活保護適用となり、第2段階の保険料を賦課すると生活保護不適用となる場合 ⇒ 第2段階の保険料を賦課する。

■所得段階別保険料

所得段階	対 象 者	第 9 期 (改正後)		第 8 期 (改正前)	
		負担割合	保険料(年額)	負担割合	保険料(年額)
第 1 段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が住民税非課税、もしくは世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下	0.455	30,500 円	0.5	33,500 円
		(公費軽減後)			
		0.285	19,100 円	0.3	20,100 円
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	0.685	45,900 円	0.75	50,200 円
		(公費軽減後)			
		0.485	32,500 円	0.5	33,500 円
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.690	46,200 円	0.75	50,200 円
		(公費軽減後)			
		0.685	45,900 円	0.7	46,900 円
第 4 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	0.9	60,200 円	0.9	60,200 円
第 5 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、第 4 段階に該当しない	1.0	66,900 円	1.0	66,900 円
第 6 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満	1.2	80,300 円	1.2	80,300 円
第 7 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上、210 万円未満	1.3	87,000 円	1.3	87,000 円
第 8 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上、320 万円未満	1.5	100,400 円	1.5	100,400 円
第 9 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上、420 万円未満	1.7	113,800 円	1.7	113,800 円
第 10 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上、520 万円未満	1.9	127,200 円		
第 11 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 520 万円以上、620 万円未満	2.1	140,600 円		
第 12 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上、720 万円未満	2.3	154,000 円		
第 13 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 720 万円以上	2.4	160,600 円		

件名	八幡浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	市民福祉部 保健センター
根拠法令等	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）
施行日	令和6年4月1日

【概要】

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布により、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」が改正された。（令和6年1月25日公布、令和6年4月1日施行）

この省令は条例を定めるに当たって従うべき基準等を定めたものであり、省令の改正に伴い、市条例において所要の改正を行うもの。

【居宅介護支援の主な業務内容】

居宅介護支援とは、在宅の要介護1～要介護5の方についてのケアマネジメントのこと。

要介護者が各種介護サービスを適切に利用できるよう、ケアマネジャーがケアプランを作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるようにサービス事業者等と連絡調整を行い、介護保険施設等へ入所が必要な場合は紹介等を行う。

（市内居宅介護支援事業所：14か所 ※R6.2.1現在）

【主な改正内容】

改正内容	改正後条文
①特定の記録媒体の使用を定める規定の見直し ・「シー・ディー・ロム」等の特定の記録媒体を「電磁的記録媒体」に改める。	7条、34条
②管理者の兼務範囲の明確化 ・管理者が兼務できる事業所の範囲について「同一敷地内」の要件を削除	6条
③「書面掲示」規制の見直し ・書面掲示に加え、原則として「重要事項」をウェブサイトに掲載義務付け （R7.3.31まで経過措置あり）	25条
④身体的拘束等の適正化の推進 ・生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付け	16条、32条
⑤他のサービス事業者等との連携によるモニタリング ・要件を満たした場合、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを可とする。	16条
⑥ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の見直し （改正前）要介護者数が35まで （改正後）①要介護者数＋要支援者数×1/3 が44まで ②ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置 要介護者数＋要支援者数×1/3 が49まで	5条
⑦公正中立性の確保のための取組の見直し ・前6月間に作成したケアプランにおける各サービスの割合と、それぞれの同一事業所によって提供された割合を利用者に説明し理解を得ることを「努力義務」とする。	7条

件名	八幡浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	市民福祉部 保健センター
根拠法令等	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）
施行日	令和6年4月1日

【概要】

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布により、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正された。（令和6年1月25日公布、令和6年4月1日施行）

この省令は条例を定めるに当たって従うべき基準等を定めたものであり、省令の改正に伴い、市条例において所要の改正を行うもの。

【介護予防支援の主な業務内容】

介護予防支援とは、在宅の要支援1・2の方についての介護予防ケアマネジメントのこと。要支援者が各種介護予防サービスを適切に利用できるよう、地域包括支援センターのケアマネジャー等がケアプランを作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるようにサービス事業者等と連絡調整を行う。

（市内介護予防支援事業所：1か所（八幡浜市地域包括支援センター））



令和6年4月から、居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて、介護予防支援を実施できるようになる。

【主な改正内容】

改正内容	改正後条文
①特定の記録媒体の使用を定める規定の見直し ・「シー・ディー・ロム」等の特定の記録媒体を「電磁的記録媒体」に改める。	6条、35条
②「書面掲示」規制の見直し ・書面掲示に加え、原則として「重要事項」をウェブサイトに掲載義務付け（R7.3.31まで経過措置あり）	23条
③身体的拘束等の適正化の推進 ・生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付け	30条、32条
④他のサービス事業者等との連携によるモニタリング ・要件を満たした場合、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを可とする。	32条
⑤介護予防支援の円滑な実施 ・令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、その際の人員基準を規定 ・市長に対し介護予防サービス計画の実施状況等を情報提供することを運営基準上義務付け。	4条、5条、6条、12条、14条、32条

件 名	八幡浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
担 当 課	市民福祉部 保健センター
根拠法令等	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
施 行 日	令和6年4月1日

【概要】

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布により、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」が改正された。（令和6年1月25日公布、令和6年4月1日施行）

この省令は条例を定めるに当たって従うべき基準等を定めたものであり、省令の改正に伴い、市条例において所要の改正を行うもの。

【地域密着型サービスの概要】

要介護1～要介護5の方に対し、市町村が指定する小規模な事業所が行う介護サービス。

原則として、その市町村の住民のみを保険給付の対象とする。

市町村主体で介護保険事業計画に沿った地域単位のサービス基盤整備が可能。

【主な改正内容】

改正内容	改正後条文
①特定の記録媒体の使用を定める規定の見直し	
・「シー・ディー・ロム」等の特定の記録媒体を「電磁的記録媒体」に改める。	9条、203条
②管理者の兼務範囲の明確化	
・管理者が兼務できる事業所の範囲について「同一敷地内」の要件を削除	7条、48条、59条の4、59条の24、62条、66条、83条、111条、121条、131条、166条、192条
・多機能系サービスの管理者の兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。	
③「書面掲示」規制の見直し	
・書面掲示に加え、原則として「重要事項」をウェブサイトに掲載義務付け（R7.3.31まで経過措置あり）	34条
④身体的拘束等の適正化の推進 （訪問系サービス／通所系サービス／多機能系サービス）	
・訪問系サービス、通所系サービスについて、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付け	24条、42条、51条、58条、59条の9、59条の19、59条の30、59条の37、70条、79条、92条、197条
・多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化の措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付け（R7.3.31まで経過措置あり）	

<p>⑤利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け (多機能系サービス/居住系サービス/施設系サービス)</p>	<p>106 条の 2、 128 条、149 条、 177 条、189 条、 202 条</p>
<p>・介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、上記委員会設置を義務付け。 (R9.3.31 まで経過措置あり)</p>	
<p>⑥緊急時等の対応方法の定期的な見直し (施設系サービス)</p>	
<p>・緊急時の対応方法は、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとする。 ・1年に1回以上見直しを行い、必要に応じて対応方法の変更を行うことを義務付け。</p>	<p>165 条の 2</p>
<p>⑦協力医療機関との連携体制の構築 (居住系サービス/施設系サービス)</p>	
<p>・次の要件を満たす協力医療機関を定めることを義務付け。 (R9.3.31 まで経過措置あり) ※居住系サービスは努力義務 ア 急変時の相談対応体制を常時確保 イ 診療を行う体制を常時確保 ウ 急変時、入院を原則受け入れる体制を確保(※施設系サービスのみ) ・1年に1回以上、協力医療機関との間で緊急時の対応について確認するとともに、協力医療機関の名称等を市へ提出 ・入院後病状が軽快し、退院が可能となった場合、速やかに再入居させることができるよう努める。</p>	<p>125 条、147 条、 172 条</p>
<p>⑧新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携 (居住系サービス/施設系サービス)</p>	
<p>・感染者の診療等を行う第二種協定指定医療機関との間で新興感染症発生時の対応を取り決めるよう努める。 ・協力医療機関が第二種協定指定医療機関の場合は、新興感染症発生時の対応についての協議を義務付け。</p>	<p>125 条、147 条、 172 条</p>
<p>⑨特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化 (地域密着型特定施設入居者生活介護)</p>	
<p>・見守り機器等のテクノロジーの複数活用等、一定の要件の下で職員配置基準を緩和(3:1 → 3:0.9)</p>	<p>130 条</p>
<p>⑩ユニットケアの質の向上のための体制の確保 (施設系サービス)</p>	
<p>・ユニット型施設の管理者のユニットケア施設管理者研修受講を努力義務とする。</p>	<p>187 条</p>
<p>⑪看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化 (看護小規模多機能型居宅介護)</p>	
<p>・サービス拠点における「通い」「泊まり」で提供されるサービスに、看護サービス(療養上の世話又は必要な診療の補助)が含まれる旨を明確化</p>	<p>197 条</p>

【参考】

地域密着型サービス事業

	名 称	内 容	市内事業所
訪問系	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護や日常生活上の緊急時の対応を行う。	なし
	夜間対応型訪問介護	定期巡回または通報による夜間専用の訪問介護を行う。	なし
通所系	地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、入浴・排泄・食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行う。	7か所
	認知症対応型通所介護	認知症の人へ、入浴・排泄・食事などの介護や機能訓練などを日帰りで行う。	1か所
多機能系	小規模多機能型居宅介護	施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを行う。	1か所
	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通い、訪問、短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを行う。	なし
居住系	認知症対応型共同生活介護	認知症の人が共同生活する住居で、入浴・排泄・食事などの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などを行う。	10か所
	地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が29人以下の介護専用型特定施設で、入浴・排泄・食事などの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などを行う。	なし
施設系	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	原則要介護3以上を対象とした定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、入浴・排泄・食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行う。	2か所

件名	八幡浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	市民福祉部 保健センター
根拠法令等	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
施行日	令和6年4月1日

【概要】

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布により、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正された。（令和6年1月25日公布、令和6年4月1日施行）

この省令は条例を定めるに当たって従うべき基準等を定めたものであり、省令の改正に伴い、市条例において所要の改正を行うもの。

【地域密着型介護予防サービスの概要】

要支援者1・2の方に対し、市町村が指定する小規模な事業所が行う介護予防サービス。原則として、その市町村の住民のみを保険給付の対象とする。市町村主体で介護保険事業計画に沿った地域単位のサービス基盤整備が可能。

【主な改正内容】

改正内容	改正後条文
①特定の記録媒体の使用を定める規定の見直し	11条、91条
・「シー・ディー・ロム」等の特定の記録媒体を「電磁的記録媒体」に改める。	
②管理者の兼務範囲の明確化	6条、10条、45条、72条、79条
・管理者が兼務できる事業所の範囲について「同一敷地内」の要件を削除 ・多機能系サービスの管理者の兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。	
③「書面掲示」規制の見直し	32条
・書面掲示に加え、原則として「重要事項」をウェブサイトに掲載義務付け (R7.3.31 まで経過措置あり)	
④身体的拘束等の適正化の推進 (通所系サービス／多機能系サービス)	40条、42条、53条
・通所系サービスについて、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付け ・多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化の措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付け (R7.3.31 まで経過措置あり)	

<p>⑤利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け (多機能系サービス/居住系サービス)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、上記委員会設置を義務付け。 (R9.3.31 まで経過措置あり) 	<p>63 条の 2、 86 条</p>
<p>⑥協力医療機関との連携体制の構築 (居住系サービス)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・次の要件を満たす協力医療機関を定めるよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 急変時の相談対応体制を常時確保 イ 診療を行う体制を常時確保 ・1年に1回以上、協力医療機関との間で緊急時の対応について確認するとともに、協力医療機関の名称等を市へ提出 ・入院後病状が軽快し、退院が可能となった場合、速やかに再入居させることができるよう努める。 	<p>83 条</p>
<p>⑦新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携 (居住系サービス/施設系サービス)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・感染者の診療等を行う第二種協定指定医療機関との間で新興感染症発生時の対応を取り決めるよう努める。 ・協力医療機関が第二種協定指定医療機関の場合は、新興感染症発生時の対応についての協議を義務付け。 	<p>83 条</p>

【参考】

地域密着型介護予防サービス事業

	名 称	内 容	市内事業所
通所系	介護予防 認知症対応型通所介護	認知症の人へ、入浴・排泄・食事などの介護や機能訓練などを日帰りで行う。	1 か所
多機能系	介護予防 小規模多機能型居宅介護	施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを行う。	1 か所
居住系	介護予防 認知症対応型共同生活介護	認知症の人が共同生活する住居で、入浴・排泄・食事などの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などを行う。	10 か所